

地域資源や観光資源等を活用した新商品の開発を支援します

市内中小企業者等が、商業の振興及び観光事業の促進等のため、地域資源や観光資源等を活用した地域活性化に役立つ新商品の開発事業に対して、必要となる経費の一部を補助します。

対象者

市内の中小企業者等

※ 国、県または市等から類似の補助金の交付を受けようとする者または受けた者、市税滞納者および市税未申告者は除く。

対象となる事業

対象となる事業は、次に掲げるものとします。ただし、いずれの商品においても既存商品からの軽微な変更等は対象外です。

- ① 地域資源を活用した新しい商品の開発事業
※地域資源…市内において生産される農林水産品等
(ex. そば、寒天、高原野菜、ほおずき、りんどうなど)
- ② 観光資源等を活用した新しい商品の開発事業
※観光資源等…茅野市をイメージすることができる、観光や文化に関連した資源
(ex. ハケ岳、縄文、ビーナスライン、御射鹿池、蓼科など)

対象となる商品

対象となる商品は、一般消費者への販売を目的とした新たに開発する商品であり、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 品質（味、色合い、安全性等をいう。）が高いもの
- ② 市場性があるもの
- ③ 既存商品や類似商品と比較し、革新性、差別性があるもの
- ④ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令に違反しないもの

【対象経費、補助率、補助金申請の流れ等は裏面をご覧ください】

対象経費および補助率

補助金の交付の対象となる経費および補助率は、次の表のとおりです。
ただし、生産設備になりうるものに関する経費は除きます。

対象経費	補助率
(1) 原材料および副資材の購入に要する経費 (2) 機械装置または工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用または修繕に要する経費 (3) 外注加工に要する経費 (4) 技術指導の受入れに要する経費 (5) 包装デザイン等の作成に要する経費 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	対象経費の2分の1以内。 ただし、30万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

補助金申請の流れ

- ① 商品の開発に着手する前に、新商品開発事業計画届(様式第1号)を提出してください。
- ② 補助金の交付は、審査会に諮り決定されます。

計画届提出 → 商品開発 → 補助金申請 → 審査会 → 交付決定 → 補助金交付

地域資源や観光資源等を活用して新商品の開発にチャレンジしてください!!

詳細は、茅野市ホームページをご覧ください。申請書様式もダウンロードできます。
補助対象や交付申請等に関するご相談・お問い合わせは、下記までお願いいたします。
まずは、お気軽にお問い合わせ下さい♪

【担当】産業経済部 商工課 商業労政係

Tel:72-2101 (内線 434)

Fax:72-4255

Email:shoko@city.chino.lg.jp

